

指定特定相談支援事業

障がい児相談支援事業

しかましゃきょうそうだんしえんじぎょうしょ

色麻社協相談支援事業所

しんしん



色麻社協相談支援事業所『しんしん』では、障がいのある方が地域でその人らしく暮らし続けていくために、ご相談をお受けいたします。

ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

色麻町社会福祉協議会

しんしんでは…

ご利用者さま、ご家族さまの立場に立ち、親身になり真心を込めて支援をおこないます。



相談支援事業って？

障がいのある方の様々な相談に応じ、複数のサービスを調整し、その方の生活を支えることで、住み慣れた地域で生活を続けることができるよう支援をおこないます。

対象者となる方

- ・色麻町にお住まいの障がいがある方、障がい児とそのご家族
- ・厚生労働省が定める難病疾患者
- ・事業所ならびに関係機関の方
- ・日常生活に障がい（困り事）があると感じている方

相談方法

- ・電話・来所・訪問など、ご希望にあわせてご相談ください。

※来所・訪問をご希望の場合は予めご連絡ください。

TEL : 0229-25-8815

FAX : 0229-25-5611

どんな相談ができるの？



どんなサービスがあるのか知りたい…
サービスを使いたいけど、どうしたらよい…
日常生活で困っていることがあるけど…

そんな時、問題や悩みなど、さまざまな
ご相談に応じます。



サービス利用までの流れ

- 1 町からご本人に
サービス等利用計画
案の作成依頼



- 2 当事業所と契約



- 3 計画案を作成
町に提出



- 4 町が支給決定、
受給者証を交付



- 5 関係者による
サービス担当者会議



- 6 利用計画を町に提出



- 7 サービス利用開始



サービスの利用が始まった後も定期的
にプランの見直しをするためのモ
ニタリングをおこないます。

案内図



ご利用にあたって

- ・営業日・サービス提供日：月曜日～金曜日
- ・営業時間：8時30分～17時30分
- ・サービス提供時間：13時30分～17時30分

※サービス提供時間以外においても必要に応じて、対応いたします。

※土・日・祝日・年末年始は休みとなります。

※利用料：ご相談に関する費用は無料です。

〒981-4122

宮城県加美郡色麻町四竈字杉成 27 番地 2
(色麻町地域活動支援センター内)

TEL:0229-25-8815

FAX:0229-25-5611